

「総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について（要綱）（案）」に関するパブリックコメントの結果について

令和2年2月18日

日本証券業協会

本協会では、「総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について（要綱）（案）」につきまして、令和元年11月20日から令和元年12月19日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（3社、12件）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	意見・質問	考え方
1	今般の規則改正は、同様の取引所規則の改正に平仄を合わせたものであることは承知しておりますが、プリンシプルベースへの方向性が言われている中、自主規制規則の制改定を検討するにあたっては、既に布かれている法令・規則等の屋上屋となっていないか、また、協会員に必要な以上の過度な制約を課すことにはならないか等の点に十分ご留意いただきたい。	要綱で示したとおり、今回の改正において商品関連市場デリバティブ取引は他の市場デリバティブ取引と同等の自主規制を發揮することとしています。また、本協会に新たに参入される特定業務会員のほか既存の協会員についても、自主規制規則に特例措置を設ける等、過度な制約なく商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務を遂行できるよう配慮いたしております。
2	協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条 『顧客カードの整備等』の項目において日本商品先物取引協会の規則に基づき顧客カードを整備している場合には、本規則に基づく態勢整備を行っているとは認められることから、当分の間、読み替え規定を設けるとのことだが、商先法に基づく商品先物取引を行わずに金商法に基づく商品関連市場デリバティブ取引のみを行っている／行おうとしている顧客については、同会の規則に基づく顧客カードを整備していないことから、貴会の規則に沿った顧客カード作成すれば足りることを確認したい。	ご理解のとおりです。 なお、同条第10号では「その他各協会員において必要と認める事項」を顧客カードの要件としていますので、自社が行なおうとする取引に関して必要と考える事項を設けることも可能であることを申し添えます。

項番	意見・質問	考え方
3	<p>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2第1項但書き</p> <p>「ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合」に適用除外となるが、これは同項各号に掲げる取引類型ごとに1年以内か否かを判定するという事によいか。</p>	<p>本規定は顧客に対して取引に関する注意を促すものでありますから、原則として取引ごとに交付が必要となり、ご質問の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2第1項各号に掲げる取引類型ごと」ではなく、同項に記載の「同種の内容の有価証券等の販売ごと」に判断する必要があります。</p> <p>なお、「同種の内容の有価証券等」は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一つの目安として契約締結前交付書面における「同種の内容の金融商品取引契約」（金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項第2号）の「同種」の考え方を参考とすることが考えられます。</p>
4	<p>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第8条第1項</p> <p>「初めて締結しようとするとき」とあるが、これは同項に列挙されている各取引類型ごとの初回の契約締結時という解釈によいか。</p>	<p>確認書は、「当該契約に係る契約締結前交付書面に記載されたリスクや手数料」を顧客が理解されていることを確認するためのものですから、契約締結前交付書面を同一とする取引ごとに徴求すべきと考えられます。</p>
5	<p>顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則第4条</p> <p>準用される第3条第5項において、貴協会が会員及び特定業務会員に対して同条第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったとき、直ちに金融庁及び日本投資者保護基金に報告する旨規定しているが、特定業務会員が平成26年改正金融商品取引法の附則第4条に規定する特定会員であった場合、特定委託者保護基金に報告しなくてよいか。</p>	<p>特定業務会員が平成26年改正金融商品取引法の附則第4条に規定する特定会員であった場合、特定委託者保護基金に対しても報告を行うこととなるよう規定を改正いたします。（「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」第3条及び第4条参照）</p>
6	<p>顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則</p> <p>①商品関連市場デリバティブ取引も行う会</p>	<p>①金融商品取引法第43条の2に基づき、分別管理の対象となる有価証券の範囲について適用されることとなります。</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>員についても、第3条第4項の規定の適用を受けることになるのか。</p> <p>②第2条第1項の分別管理監査を行う公認会計士等との意見交換を行った後、どのような対応を求められることになるのか。</p> <p>③商先会員については、第3条第4項の準用は行うことになるのか。</p> <p>④日証協が特定委託者保護後基金の特定会員に対して第3条第1項の措置または第2項の指示を行った場合、その旨及び措置並びに指示の内容は特定委託者保護基金へも報告がなされるのか。</p>	<p>②個別事例に即して対応がなされるものと理解しています。</p> <p>③第4項について、商先会員への準用はありません。</p> <p>④特定委託者保護基金へも報告を行うよう規定を整備します。</p>
7	<p>協会の内部管理責任者等に関する規則第6条第4項、第7条、第11条の3、第14条の3</p> <p>①これらの改正方針に「本協会が指定する研修を2020年に終了した者に職務を行わせることができることとする。」とあるが、この研修は特例商先外務員資格の要件である貴協会が開催する研修と同一のものか。</p> <p>②また、貴協会の指定する研修は2020年中に終了することを前提としているのか。</p> <p>③商先会員の「内部管理統括補助責任者」「内部管理部門の管理職者等」については、「日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研修を2020年中に修了した者」に職務を行わせることができるとされているが、会員の「内部管理統括補助責任者」「内部管理部門の管理職者等」については何らの特例措置もないのか。</p> <p>④第19条について、商先会員が当分の間適用除外となるのは、どのような事項か。</p>	<p>①及び② ご理解のとおりです。</p> <p>③会員を含む協会の商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る「内部管理部門の管理職者」については、2020年中に日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、本協会が指定する研修を修了することにより職務を行わせることができるよう特例措置を設けました（「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項の規定により読み替えられる「協会の内部管理責任者等に関する規則」第7条第1項）。なお、会員の「内部管理統括補助責任者」については、特例措置を設けません。</p> <p>④本条は、新規加入協会員について、加入日から6か月間に限り、内部管理統括補助責任者に求められる内部管理責任者資格試験の合格者という資格要件を免除し（第1項）、有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、内部管理責任者資格試験の合格者が</p>

項番	意見・質問	考え方
		<p>内部管理統括責任者等として配置されている場合に限って、営業責任者及び内部管理責任者として、外務員試験の合格者等を配置することができる（第2項）などの特例を定めています。しかし、商先会員については、内部管理統括補助責任者等の配置に関して、別途、特例規則を設けるため、本条を適用除外とするものです（「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項の規定により読み替えられる「協会の内部管理責任者等に関する規則」第6条第4項、第7条、第11条の3及び第14条の3）。</p>
8	<p>協会の内部管理責任者等に関する規則第11条の3及び第11条の4 試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が追加されるのはいつ頃か。</p>	<p>2020年7月以降を予定しています。</p>
9	<p>協会の従業員に関する規則第7条第4号 協会の従業員の禁止行為として、「いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。」を規定している。 ここに、商品関連市場デリバティブ取引を追加する理由を説明されたい。 なお、金融商品仲介業者に関する規則第24条第6号も同様の趣旨を規定している。</p>	<p>金融商品取引業者の従業員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号により、「専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等」を行うことが禁止されています。本協会では、デリバティブ取引は一部の例外を除き「専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等」に該当するおそれが高いものとして、従業員の自己取引を禁止しています。商品関連市場デリバティブ取引についても他の市場デリバティブ取引と区別する特段の理由は見当たらないことから、禁止の対象に加えることとしたものです。</p>
10	<p>協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第4条</p>	<p>協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則は、インサイダー取引だけではなく、投機的利益</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>改正方針欄に「態勢整備に時間を要する」とあるが、商品関連市場デリバティブ取引においては、重要事実や法人関係情報の取得に該当する行為が想定されないことから、期限を定めることなく適用を除外することと理解してよいか。</p>	<p>を目的とした取引その他の不公正取引を防止する目的で、社内規則の制定を義務付ける規則であるため、期限を設けて適用除外とします。</p>
11	<p>協会の外務員の資格、登録等に関する規則第4条</p> <p>①商品先物取引法第2条第22項では、国内商品市場取引に関して第1項に「商品市場における取引（商品清算取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為」と規定しており、商品先物取引業者の自己による取引は商品先物取引業の対象となっておらず、同法第200条第1項に規定する外務員の登録を必要とする対象にもなっていない。他方、金商法では、第2条第8項第1号において、商品関連市場デリバティブ取引に係る自己売買は金融商品取引業の対象とされていない一方で、自己による商品関連市場デリバティブ取引については外務員登録が必要な行為と規定されていて（法第64条第1項第3号に基づく施行令第17条の14）、両法の間には「段差」が生じている。このように、商品関連市場デリバティブ取引の自己売買業務に従事する役職員（以下、「ディーラー」という。）が当該業務を行う場合には、金商法上の外務員登録が必要となるが、商品先物取引法上の自己売買業務に関しては外務員登録が必要とされていないことから、商先ディーラーの中には商先外務員登録を受けていない者が相応数存在していることを踏まえると、</p>	<p>①ご意見を踏まえ、協会の計算による商品関連市場デリバティブ取引（以下「ディーリング」という。）の専従者については、ディーリングを行うために必要な知識、経験及び資質を有していると認められる者で、かつ本協会が指定する研修を修了した者に資格を付与し、ディーリングに係る外務員の職務を行うことができるよう、規定を整備します。</p> <p>あわせて、当該規定整備に伴い「協会の従業員に関する規則」第2条第6号ロを改正し、特定業務会員の従業員にディーリングの専従者を含めることとしました。</p> <p>②ご理解のとおりです。</p> <p>③2020年4月中を目途に開始することを予定しています。</p> <p>④特例商先外務員資格については、「本協会が別に定める日」まで有効である旨を規定していますが、現在のところ、特定の期限は想定していません。</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>円滑な市場移管の観点から、既存の商先ディーラーが商品関連市場デリバティブ取引のディーラーとして専従する限りにおいて、一定の要件を充足することを前提に特例商先外務員資格を取得できるよう配慮いただけないか。</p> <p>②改正方針に「特例商先外務員資格付与にあたっては、原則として2020年中に申請を受理した者であることを要件とする。」とあるが、これは貴協会の指定する研修が2020年中に終了することを前提にしているのか。</p> <p>③貴協会が指定する研修の開始時期はいつごろか。</p> <p>④特例商先外務員資格の有効期限はあるのか。</p>	
12	<p>協会員の外務員の資格、登録等に関する規則第4条の3 外務員資格</p> <p>①「本協会が指定する研修」の内容は、いつ頃、どのような形で公表されるのか。</p> <p>②試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が追加されるのはいつ頃か。</p> <p>③「本協会が指定する研修」の受講・修了により商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に従事できることとなった者の当該資格に有効期限はあるのか。</p>	<p>①2020年4月上旬を目途に、商品関連市場デリバティブ取引等に関してシラバス(外務員に求めるべき知識を明確化した文書)を改訂し、外務員必携(外務員として職務を行うにあたって必要な知識を修得するための資料)の追補版を発行する予定です。「本協会が指定する研修」の内容はこれらをベースとすることを想定しており、シラバスの改訂及び外務員必携追補版の発行後、速やかに協会員あて通知することを予定しています。</p> <p>②「試験の対象範囲」は、上記①のシラバスがベースとなり、周知期間を経て2020年7月1日から試験範囲を拡大することを予定しています。</p> <p>③「本協会が指定する研修」を修了し、商品関連市場デリバティブ取引等に従事できることとなった者が保有する一種外務員</p>

項番	意見・質問	考え方
		<p>及び特別会員一種外務員資格に、有効期限の定めはありません。なお、当該研修には社内研修と資格更新研修の2通りがありますが、社内研修の場合には、所属する協会が実施したものに限り有効となりますのでご注意ください。</p>

以 上